

「境港市民交流センター（仮称）管理運営計画（案）」

意見募集の実施結果について

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画（案）について、平成31年2月22日（金）から3月18日（月）まで意見募集を実施した結果、2名の方からご意見をいただきました。

ご意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

ご意見をいただき、誠に有難うございました。

番号	意見の内容	左に対する市の考え方
1	<p>○図書交流広場について、指定管理者がよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続性や安定性の確保は契約書に規定すれば十分履行は可能。 ・米子市立図書館においても指定管理者となっている。 ・人事・採用・給与計算など一定の事務処理が市側から削減される。 ・開館閉館時間の他の範囲との差異による、混乱や無駄が省ける。 ・専門知識・経験を有する職員の継続配置については、指定管理者においても十分配慮し可能である。 ・市直営にしなければならないほどの理由はない。むしろ指定管理者に任せ、重複する事務などは一本化した方が経費的にも、効率が良いし、利用者にも適切な対応が可能となる。 <p>○福祉について、指定管理者がよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の占有分を按分し、指定管理者と契約締結すればよい。わざわざ市が入って、使用料を計算、徴収することは非効率的であり、指定管理者と福祉団体との協議に任せるべき。 ・閉館のイニシアブを福祉団体とするのか指定管理者とするのか、両者がカギを所持していても、問題が起きる恐れがある。（例：福祉団体が定時に終了しない場合、指定管理者の夜警がいる場合、いない場合。それぞれ想定すると、ややこしいことが起きる恐れあり。施錠の責任の管理。） <p>○カフェについて、指定管理者がよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産貸付契約では、境港市程度の人口では、カフェの正常な経営は困難。この計画では早晩にも業者は撤退することは確実。 ・指定管理者にカフェの運営も受託させ、委託料の中に一定の赤字補てんを行っておけば、永続的に運営は成り立つ。当然赤字分は、税サービスという考えに立つべきである。過去の検討会でカフェの設置が強く求められているのなら、永続的に経営が成り立つように施策を展開する必要があるが、初期投資を市で行っても、この程度の人口、利用では、民間業者は手を出さないと考える。 	<p>管理運営体制につきましては、管理運営計画（案）にお示しした形態を基に、今後検討を進めてまいります。検討にあたってはいただいたご意見を参考に進めてまいります。</p>

番号	意見の内容	左に対する市の考え方
2	<p>○事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在800席ほどの劇場の規模は、首都圏の質の高い演劇・ダンス公演を鑑賞する場として、最適であると考ええる。 	
3	<p>○運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同規模の場合、運営管理とも、行政との密な連携は不可欠であり、規模的にも各種助成金、協賛金の活用が不可欠で、同申請あるいは獲得することを考えると、直営もしくは外郭団体である財団が運営していくことが適切であると考ええる。また、非常勤交代制で芸術監督を置くことで、レパートリーの選定、事業運営の責任を担う人物がいることが望ましい。上記人物の調整を行える専門性を持った職員は主に会館管理運営の経験を有した、事業企画推進に深く関わるべき職員が行政職員とともに執行するべきと考える。 ・市民参加は、市民がボランティアで参加していただくことが望ましい。運営管理というよりも施設の「顔」となるような、アートボランティアで、事業鑑賞者である市民に直接触れる位置の、作品解説や、座席誘導、受付、記録撮影カメラマンなどが合っていると考える。総じて、初手から市民が事業企画を行ったり、運営を進めたりという調整の手間をかけない仕組みで進めることを考える。 ・レストランは施設の宣伝の重要な使命を帯びている。一流の魚介を使用しての最高の料理を提供できるレストラン・カフェが運営することで、来場者も確保できるし、広く地域の魅力「魚のまち」を発信することにつながる。 	<p>いただいたご意見は、今後、管理運営計画の具体化に向けた検討にあたって参考にさせていただきます。</p>